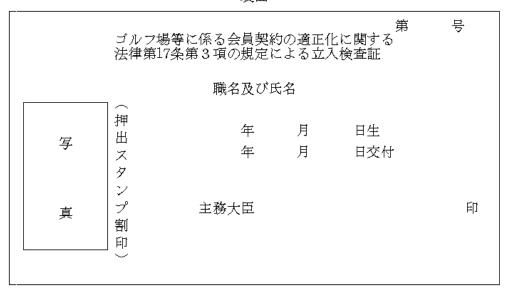
表面



惠面

## ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律抜粋

- 第17条 主務大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、政 令で定めるところにより会員制事業者若しくは会員契約代行者に対し報告 を求め、又はその職員に、会員制事業者若しくは会員契約代行者の事業所 に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 主務大臣は、第14条に規定する業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、会員制事業協会に対しその業務若しくは財産に関して報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、会員制事業協会の事務所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 4 第1項又は第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- 第23条 次の各号の一に該当する者は、50万円以下の罰金に処する。
  - 六 第17条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又 は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
  - 七 第17条第2項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは 虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、又は、同項の規定による検 査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格B7とすること。